平成２５年（フ）第２０３５号
横浜市港南区東永谷３丁目15番30―515号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１７号
群馬県前橋市下小出町３丁目22番地15　エステートピア下小出207号
債務者　長澤　恵三
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮嵜　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０４２号
名古屋市天白区野並２丁目168番地の２
債務者　伊藤　秀貴
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井602番地５
債務者　羽黒石油こと　石井　　陽
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第８４号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井602番地５
債務者　石井　園枝
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市美園町２丁目９番16―201号
債務者　黒川　修行
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５８５号
仙台市宮城野区宮城野２丁目７番61号　クリスタルＡ―101
債務者　齋藤　規史
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５７号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺185番地の５　ヒルズピュアステ弐番館Ａ101
債務者　千田　隆行
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６６９号
宮城県多賀城市下馬３丁目23番15号
債務者　大沼　隆雄
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
茨城県常陸太田市大中町2779番地の130
債務者　尾亦　義次
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８８号
茨城県水戸市内原町1804番地　きらりＡ棟201号
債務者　菅谷多加志
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９０号
茨城県水戸市吉沢町223番地　サングリーンハイツＡ棟102号
債務者　樫村　祐希
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４０６号
茨城県ひたちなか市大字市毛821番地６
債務者　齋藤　　盛
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３１号
茨城県つくば市花畑３丁目５番地４　ルミナス花畑弐番館303号
債務者　加藤　玲子（旧姓根津）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２４６号
茨城県石岡市鹿の子２丁目１番９号
債務者　浅野　俊明
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１号
富山県氷見市神代2947番地１
債務者　谷内　雅和
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３９０号
金沢市高畠３丁目76番地　パールビル302号、従前の住所金沢市西泉５丁目69番地、従前々の住所石川県石川郡野々市町扇が丘20番５号
債務者　三島　　亮
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
金沢地方裁判所